

令和 7 年国勢調査の実施について

1. 調査趣旨

統計法に基づき、国内の人・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として大正 9 年（1920 年）から 5 年ごとに実施されており、今回は 22 回目となります。

2. 調査結果の利用

国勢調査によって得られた調査結果は、地方交付税の算定基準に利用されるほか、都市計画の策定や過疎地域の要件の基準、衆議院小選挙区の画定などに利用されます。

3. 調査基準日

令和 7 年（2025）10 月 1 日（水）

4. 調査の対象

市内に住んでいる全ての人及び世帯を対象とします。

本市における調査対象者（見込）：約 171,000 人

調査対象世帯（見込）：約 71,000 世帯

5. 出雲市の調査区及び調査員

調査区数：1,203 調査区

調査員数：946 人

6. 調査の日程

（9 月 20 日～9 月 30 日）調査員が調査関係書類を世帯に配布

（9 月 20 日～10 月 8 日）世帯からのインターネット回答期間

（10 月 1 日～10 月 8 日）世帯からの郵送又は調査員への提出による回答期間

7. 前回調査からの主な変更点

（1）調査書類の配布方法の見直し

オートロックマンションや単身世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行えた時点で、ポスティングによる調査書類の配布を可能とする。

（2）外国人向けリーフレットの作成

外国人世帯に対する円滑な調査の実施及び調査員の事務負担の軽減を図るため、新たに作成する『外国人向けリーフレット』を配布し、回答方法を周知する。